

第 25 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 8 月 5 日（金）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（19名）

1	河合 稔	8	清水 峰幸	15	高木 正美
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

欠席委員（0名）

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 5 2 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 2 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 2 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 2 6 号 農業振興地域整備計画変更（案）について

報告第 2 5 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第25回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、2番 佐竹委員、18番 高橋美和子委員の
両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第523号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第523号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

3件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま
す。

- 1番、所有権移転によります、田、221㎡で、規模拡大でございます。
取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的
に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、661㎡で、規模拡大ございま
す。取得後は小松菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率
的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、608㎡で、規模
拡大でございます。取得後は果樹(柿)の栽培が行われる予定
です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた

しまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第524号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第524号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、田、2筆合わせて、341㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

2番、田、351㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

3番、田、499㎡のうち、346㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第525号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第525号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、439㎡で、貸駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連なる区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2ページをお願いします。

2番、使用貸借権によります、田、99㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第526号 農業振興地域整備計画変更(案)について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第526号 農業振興地域整備計画変更(案)について、説明させていただきます。

議案の後ろの方になりますが、12ページをお願いします。

「議案第526号 農業振興地域整備計画変更(案)について」をご覧ください。

先ほど審議いただきました、農業振興地域整備促進協議会と内容は同じでありますので、13ページに書いてございます個々の内容についての説明は省かせていただき、概略を説明させていただきます。

除外につきましては、農家分家住宅・2件で773㎡、農業用施設・1件で527㎡、以上合計3件、1,300㎡となります。ご審議願

いたします。

了承いただければ、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、農業委員会の結論としてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第25号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 　　報告第25号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

- 1番、田、2筆合わせて、1, 243㎡で、宅地分譲でございます。
- 2番、田、520㎡で、一般個人住宅でございます。
- 3番、畑、100㎡で、梨販売店でございます。
- 4番、田、884㎡で、共同住宅でございます。

3ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

- 5番、所有権移転によります、田、1, 327㎡で、分譲住宅でございます。
- 6番、所有権移転によります、田、1, 768㎡で、共同住宅でございます。
- 7番、所有権移転によります、田、466㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、1,571㎡で、建設業資材置場でございます。

9番、所有権移転によります、田、356㎡で、自動車学校駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、田、3.30㎡で、建設業資材置場でございます。

11番、所有権移転によります、田、畑、2筆合わせて、61㎡で、宅地への進入路でございます。

12番、所有権移転によります、田、973㎡で、貸駐車場でございます。

13番、使用貸借権によります、田、272㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、221㎡で、一般個人住宅（駐車場・庭）及び貸駐車場でございます。

4ページをお願いします。

15番、所有権移転によります、田、291㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、畑、田、2筆合わせて、941㎡で、有料老人ホームでございます。

17番、所有権移転によります、田、166㎡で、一般個人住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、166㎡で、分譲住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、240㎡で、分譲住宅でございます。

20番、所有権移転によります、田、400㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、232㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願いが出ているものでございます。

5ページをお願いします。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくことになります。

22番、田、873㎡で、分譲住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

23番、田、2,108㎡でございます。

24番、田、5筆合わせて、2,442㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、2,868㎡でございます。

26番、田、畑、4筆合わせて、3,677㎡でございます。

27番、田、991.50㎡でございます。

6ページをお願いします。

28番、田、21筆合わせて、14,488.30㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、23件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の

許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

29番、田、2筆合わせて、1,568㎡でございます。

30番、田、2筆合わせて、128㎡でございます。

31番、畑、田、2筆合わせて、176㎡でございます。

32番、田、6筆合わせて、3,498.30㎡でございます。

33番、田、61㎡でございます。

34番、畑、田、7筆合わせて、3,322㎡でございます。

35番、畑、20㎡でございます。

8ページをお願いします。

36番、田、畑、12筆合わせて、4,503㎡でございます。

37番、田、591㎡でございます。

38番、田、畑、4筆合わせて、2,124㎡でございます。

9ページをお願いします。

39番、田、畑、10筆合わせて、4,921㎡でございます。

40番、田、畑、8筆合わせて、5,584㎡でございます。

10ページをお願いします。

41番、畑、田、18筆合わせて、8,506㎡でございます。

42番、畑、776㎡でございます。

43番、田、713㎡でございます。

44番、田、495㎡でございます。

45番、田、2筆合わせて、4,346㎡でございます。

46番、田、1,712㎡でございます。

11ページをお願いします。

47番、田、12筆合わせて、5,196㎡でございます。

48番、田、733㎡でございます。

49番、田、996㎡でございます。

50番、田、314㎡でございます。

51番、田、畑、3筆合わせて、1,124㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

　　ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

　　これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

　　次回の開催日は、9月5日（月）午後2時となっておりますので、よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年8月5日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

佐竹 静

議事録署名者

高橋美和子